

売却区分番号	918-2		
見積価額	¥2,380,000	公売保証金	¥300,000
財産の表示	1 自動車 ポルシェ 911カレラ 数量 1		
登録事項証明書の表示			
登録番号	富士山 303 の ****	車台番号	WP0ZZZ99Z5S***
登録年月日	令和6年2月20日	原動機の形式	05
初度登録年月	平成17年3月	長さ	444センチメートル
自動車の種別	普通	幅	181センチメートル
用途	乗用	高さ	128センチメートル
自家用事業用の別	自家用	総排気量	3.59リットル
車体の形状	箱型	燃料の種類	ガソリン
車名	ポルシェ	前前軸重	550キログラム
型式	GH-99705	前後軸重	—
乗車定員	4人	後前軸重	—
最大積載量	—	後後軸重	950キログラム
車両重量	1,500キログラム	型式指定番号	—
車両総重量	1,720キログラム	類別区分番号	—
自動車検査書有効期限	令和6年12月6日		
その他の事項			
走行距離	78,966キロメートル（令和8年1月13日現在のメーター表示）		
使用状況等	公売財産は使用されていたものであり、経年使用による傷やへこみ等がある。 令和6年に事故歴及び修理歴があるが、精通者から修復歴はないことを聴取している。		
保管状況等	名古屋国税局において保管している。		
特記事項	<p>1 下見会の開催 日時：令和8年3月9日（月）10：00～10：30 場所：名古屋国税局総合庁舎（受付：1階） 留意事項：接触及び写真撮影不可</p> <p>2 車両の状態等（令和8年1月13日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車検切れにより公道を走行できないため、引渡し後はレッカー車又は臨時運行許可番号標（仮ナンバー）で移動する必要がある。 ・バッテリー能力が弱いため、エンジンの作動は保証しない。 ・燃料残量警告灯が点灯している。 ・左ハンドル仕様のオートマチック車である。 ・駆動方式は、後輪駆動である。 ・車体の色は、黒である。 		

売却区分番号	918-2		
見積価額	¥2,380,000	公売保証金	¥300,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・サンルーフがある。 ・運転席側のパワーウィンドウは、反応が鈍い。 ・タイヤサイズは、前輪 235/35ZR19、後輪 295/30ZR19 である。 ・取り付けられているホイール、カーナビゲーションシステム、リアカメラ、ドライブレコーダー及びE T C車載器は、全て社外品である。 <p>[外装]</p> <p>精通者から次の意見を聴取している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボンネットは交換しており、色褪せ、飛び石による傷及び浮きがある。 ・フロントガラスに飛び石による傷がある。 ・左右ともフロントフェンダーは板金修理している。 ・左リアフェンダーにへこみ、傷、塗装修理がある。 ・左リアバンパーに擦り傷がある。 ・左リア車高調整ダンパーにオイル漏れがある。 ・右フロントフェンダーにへこみがある。 ・右フロントドア及び右リアフェンダーに傷がある。 ・バンパーは全体に補修塗装がされている。 ・下回りのフロントフロアにこすりがある。 ・運転席側の下回りのカバーが割れている。 <p>[内装]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転席側のバイザーにはカバーがない。 ・左側フロントシートに擦れがある。 <p>3 付属品等</p> <p>スマートキー 1 個 自動車検査証（有効期限：令和 6 年 12 月 6 日） 自動車検査証記録事項 登録事項等通知書 自動車損害賠償責任保険証明書（有効期限：令和 7 年 1 月 5 日午前 12 時） 自動車リサイクル料金の預託状況 取扱説明書及びカタログ各 2 冊（ケース付き）</p> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預託証明書（リサイクル券）及びメンテナンスノートはない。 ・カーナビゲーション、リアカメラ、ドライブレコーダー及びE T C車載器の取扱説明書はない。 ・電装品の動作は、確認していない。 ・見積価額は、精通者の意見を参考に決定している。 ・掲載している画像は、デジタルカメラによる撮影のため、実物と色合いが異なる場合がある。 ・記載事項は、正確な内容を保証するものではなく、全ての車両状況を確認してい 		

売却区分番号	918-2		
見積価額	¥2,380,000	公売保証金	¥300,000
	<p>るものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売財産については、消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、名古屋国税局が適格請求書を交付する。 		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
引渡条件	<ul style="list-style-type: none"> ・公売財産は、現況有姿での引渡しとなります。 ・引渡しは、名古屋国税局において行います。 ・引渡し、運搬に要する費用は、全て買受人の負担となります。 		
ご注意ください だく事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の事項を十分ご理解の上、入札してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特記事項の記載は、国税局職員が目視・操作等により確認できた事項であり、正確な内容を保証するものではありません。また、ほかにも動作不良等が起こる可能性があることをご承知願います。 ・公売財産の種類又は品質に不適合があっても、国は担保責任等を負いません。また、いかなる理由があっても、引き渡した公売財産の保証・返品・修繕及び苦情等は受け付けません。 ・買受人は売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。 なお、法令等の規定により許可又は登録を要するものは、関係機関の許可又は登録が必要です。 ・買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失などによる損害の負担は買受人の負担となります。 ・公売財産の権利移転に要する費用は、全て買受人の負担となります。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限（買受申込み後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。 		

売却区分番号

918-2



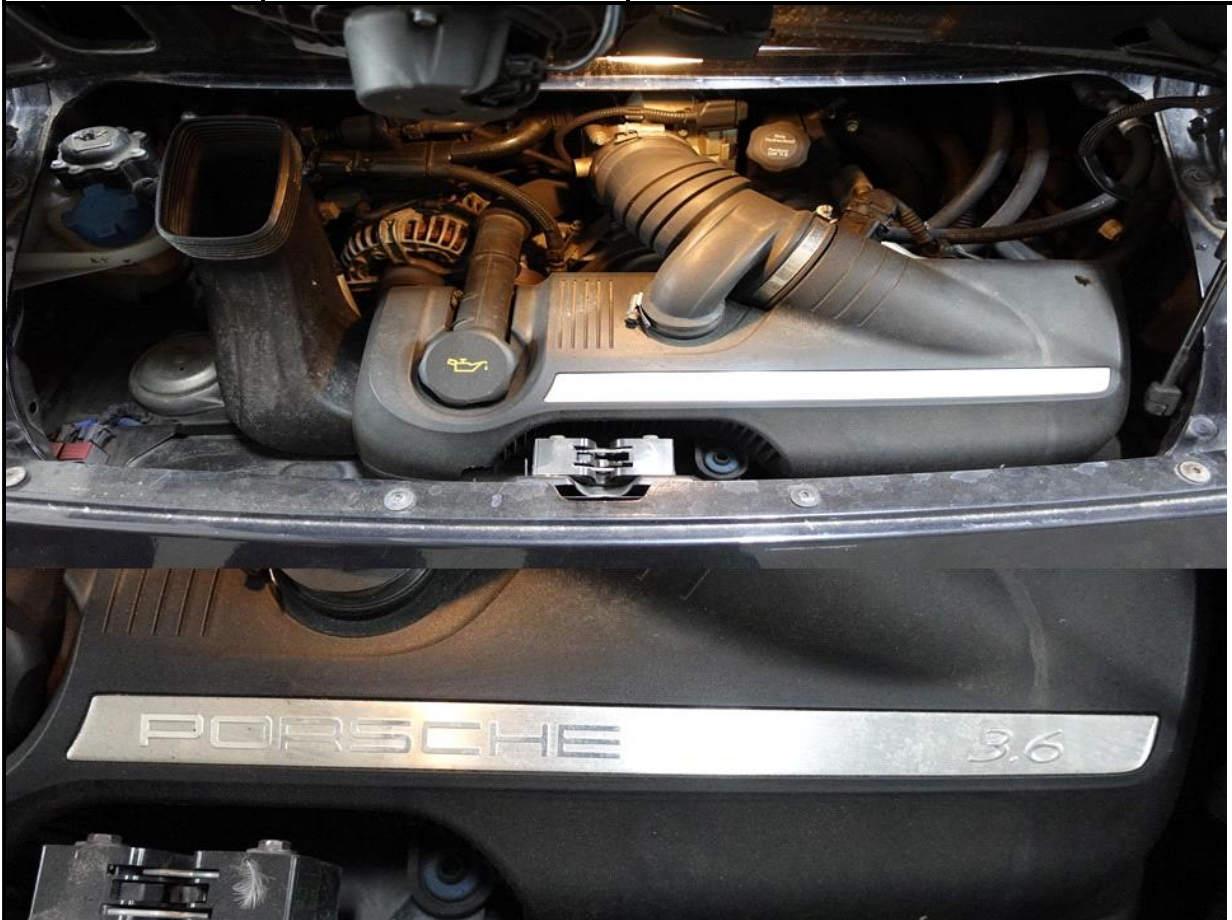
売却区分番号

918-2



売却区分番号

918-2



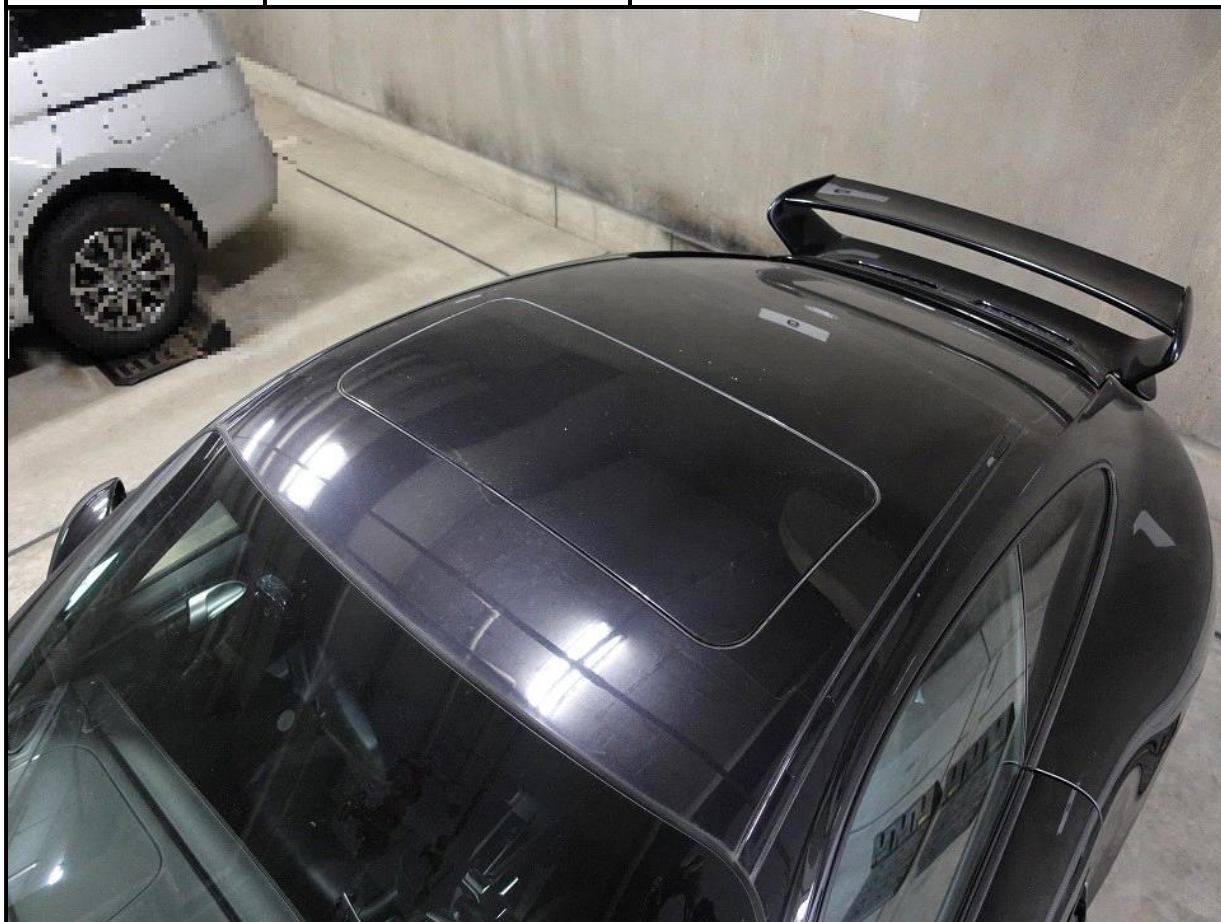
売却区分番号

918-2



売却区分番号

918-2



左前輪



右前輪



左後輪



右後輪

